

## 令和 7 年度前期授業料免除申請について【日本人学生向け（令和 3 年度以降入学の学部生）】

令和 3 年度以降入学の学部生のうち、「日本学生支援機構の給付奨学金」に採用されておらず令和 7 年度前期の授業料免除を希望する学生は、期日までに学生支援課（守山キャンパスの場合は、学務課）に「給付奨学金の申請書類」を提出してください。（現在、日本学生支援機構の給付奨学金に採用されており、区分対象外になっている学生は、今回申請することはできません。）

締切は、【4 月 15 日（火）17 時】です。詳細は、UNIVERSAL PASSPORT の「学生生活情報」にある「日本学生支援機構奨学金」に係る掲示から確認してください。

なお、令和 7 年度から始まる「多子世帯に対する大学等の授業料等無償化」を希望する場合も、「日本学生支援機構の給付奨学金」に採用される必要があります。期日までに必ず申請してください。

(参考)

文部科学省 Web サイト：高等教育の修学支援新制度

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)



【問い合わせ先】

学生支援課

- ・ E-mail : [gakusei@bur.aichi-pu.ac.jp](mailto:gakusei@bur.aichi-pu.ac.jp)
- ・ TEL : 0561-76-8828